

公 告

分任契約担当
陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処
会計科長 橋村 泰夫

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
2ME91R400100	2GFG1DZ0035 0001						
品名 または 件名							
料理用赤ワイン							
部品番号 または 規格							
N-キョウウ 750ml容器入り							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
3.00	PC						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
安平駐屯地							
搬入場所				納 期 ま た は 工 期			
				令和4年12月30日（金）～令和5年3月31日（金）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

安平弾薬支処 会計科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和4年12月13日（火）10時00分 安平弾薬支処 教場

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
ウ 「入札及び契約心得」を厳守している者。
エ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所

入札及び契約心得は陸上自衛隊安平駐屯地会計科に掲示する。

(3) 見本提出の場所及び日時

- ア 場 所
陸上自衛隊安平駐屯地 糧食班
イ 日 時
令和4年12月7日（水）当日08時00分～12時00分必着（○印の付しているもの）

(4) 保証金に関する事項

- ア 入札保証金：免除（但し、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）
イ 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

(5) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
イ 入札に関する条項に違反した入札
ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印が判別し難い入札又は押印省略した場合の責任者等の記載がない入札

- エ 入札開始時間に遅れた者の入札
 - オ 当隊指定の入札書以外での入札
 - カ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) 契約書作成の要否
作成する。
- (7) 落札決定方式
単価により決定する。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選による。
- (8) その他
- ア 郵便入札の場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「入札書在中」と記載した封筒に入れて書留郵便（簡易書留可）にて、入札日前日（休日の場合はその前日）17時までに安平駐屯地会計科に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行なうこと。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札金額は、消費税抜きで発表する。
 - ウ 入札にあたっては安平駐屯地「糧食品規格表」を確認すること。
 - エ 入札書は、北海道補給処入札情報のサイトに掲示する。
（入札書は、別紙のとおり取り取ってから、ゴム印等の処置をお願いします。）
 - オ 入札書を印刷する際、拡大・縮小することなく印刷すること。
 - カ 資格決定通知書に関し、本年度初めて当支処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始前までに提出する。また、郵便入札の場合も同様とする。
 - キ 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。
 - ク 入札に関する問い合わせ先
安平駐屯地 安平弾薬支処 会計科（担当：橋村）
TEL 0145-23-2231（内線290）
FAX 0145-23-2233
 - ケ 商品の規格・納品・見本提出等に関する問い合わせ先
安平駐屯地 安平弾薬支処 糧食班（担当：栄養士・新井）
TEL 0145-23-2231（内線232）
- (9) 公告掲示場所及び期間
- ア 掲示場所:安平、札幌、真駒内、東千歳、北千歳、南恵庭、北恵庭、島松の各駐屯地
札幌、苫小牧、恵庭商工会議所、安平町商工会
北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/nae/nadep/dep.html>
 - イ 掲示期間:令和4年11月29日～令和4年12月13日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官、陸上幕僚長又は契約担当官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

